金沢市ひとり親家庭等自立促進計画２０１７の進捗状況について

資料１－１

1　計画の趣旨

「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画２０１２」を引きつぐ第３期計画で、引き続き
母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する総合的な支援を図ることを目的に策定

2　計画の期間

平成２９年度から
令和　３年度まで
（５年間）

3　計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第１２条
に規定する自立促進計画

4　計画の体系

１　子ども･子育て支援の充実
- （１）多様なニーズに対応する保育の充実
- （２）様々な子育て支援の充実
- （３）子どもの育ちへの支援の充実

２　就業支援の充実
- （１）能力向上に対する支援の充実
- （２）雇用の確保の推進
- （３）就労環境の整備

３　生活支援の充実
- （１）住まいに対する支援の充実
- （２）日常生活への支援の充実

４　経済的支援の推進
- （１）各種経済的支援の充実
- （２）経済的支援に対する情報提供の推進

５　養育費確保の推進
- （１）養育費確保や面会交流に対する情報提供の推進
- （２）養育費に係る相談支援体制の整備

６　相談体制･情報提供の充実
- （１）相談支援体制の整備
- （２）情報提供の充実
- （３）関係機関との連携強化

5　平成30年度　主な施策の進捗について

施策名	施策内容	平成30年度 事業実績	進捗状況 評価	令和元年度 実施内容	担当課
児童家庭相談室の設置	貧困の状況にある子どもやひとり親世帯の相談･支援を包括的に行う相談室を開設し、専任職員を配置	相談件数　62件	おおむね 計画どおり	継続	子育て支援課
児童家庭相談 庁内連携推進事業	経済的に困難な状況にあるひとり親の家庭や子どもを把握しやすい税務課や企業局など各種支援サービスを提供する部署により構成する庁内ネットワークを整備し、相談支援体制を充実する	子どもの貧困対策チーム会議　4回 相談員基礎研修　1回 児童家庭相談室相談フロー説明会　11課所	おおむね 計画どおり	継続	子育て支援課
地域派遣型 学習支援モデル事業	地域の集会場において、ひとり親家庭等の小中学生を対象に、地域住民や小中学校、大学生ボランティア等との協働による学習支援をモデル事業として実施	登録児童、生徒数　12人	新規事業へ統合	子どもの学習総合支援事業へ統合	子育て支援課
ひとり親家庭 集中相談窓口の開設	児童扶養手当現況届の休日受付に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる場として各種相談会（就労･養育費相談、弁護士による無料法律相談）を実施	相談件数　21件	おおむね 計画どおり	継続	子育て支援課
ひとり親世帯等にかかる 保育料負担軽減制度の拡充	国の制度改正に合わせ、保育料の引き下げ、私立幼稚園就園奨励費の引き上げを実施	対象　972世帯	おおむね 計画どおり	継続	保育幼稚園課
保育料への 「みなし寡婦控除」の適用	生活実態が母子家庭と同じ未婚母子家庭に対し、寡婦控除のみなし適用後の市民税で保育料の算定を行い、ひとり親間の保育料負担の格差を是正	対象　24世帯	おおむね 計画どおり	継続	保育幼稚園課
ひとり親家庭の児童に対する インフルエンザ予防接種費助成	0歳から6歳までのひとり親家庭の児童に対し、インフルエンザ予防接種費用について、2回のうち1回分を全額助成	対象者　909人 助成者　451人	拡充	おたふくかぜ予防接種費を全額助成（1回のみ）	健康政策課
就学援助制度	経済的理由で就学が困難な児童や生徒に、学用品費･給食費などの学校に関わる費用の一部を支給	特別支援学級に通学する児童生徒の新入学学用品費補助単価引上げ	拡充	新入学学用品費補助単価引上げ	教育総務課

6　令和元年度　新規施策及び拡充施策について

	施策名	施策内容	令和元年度実施内容	担当課
拡充	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父（母）と生計を別にしている児童を養育している母（父）、または母（父）に代わって養育している人に支給します（18歳になって最初の年度末まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳になるまで。所得制限あり）。	支払い回数を年3回から6回へ拡大 国基準改正に伴い支給額を引き上げ	子育て支援課
拡充	児童クラブ ひとり親家庭支援事業	児童クラブが地域の実情に応じて実施しているひとり親家庭に対する保護者負担金軽減相当分を委託料に上乗せ交付し、ひとり親家庭の子育て支援及び児童クラブの財政安定化を図る	ひとり親家庭の児童クラブ保護者負担軽減額に対する助成を拡大	子育て支援課
拡充	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で経済的自立に効果的な資格（看護師等）を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、一定期間、給付金を交付する	・支給期間　上限　３年　→　４年 ・支給額　　最終１年間の支給額を増額	子育て支援課
新規	子どもの学習総合支援事業	ひとり親家庭や生活保護世帯などの貧困等世帯向けに、小学生から高校生までを対象とした学習支援を総合的に実施	①学生等のボランティアを各家庭に派遣する学習支援 ②松ヶ枝福祉館で学生等のボランティアによる学習支援 ③地域の団体等が実施する学習支援活動に対する助成	子育て支援課
拡充	育英会奨学資金事業費	保護者が市内に在住する高校生のうち、学業優秀で経済的に就学が困難な生徒に対し奨学金を支給	文化活動及びスポーツ活動に熱心に取り組む低所得家庭の高校生に対し奨学金を支給（奨学金：月額　10,000円）	子育て支援課